

人と魚と海のネットワーク
香川県漁連ホームページ
http://www.jf-net.ne.jp/kagyoren/
E-mail:gyoren@kagawa-
gyoren.or.jp



JF 高松市北浜町 8 - 25
TEL 087-825-0350
J F 香川漁連 FAX 087-851-0699

憲法記念日の知事表彰 水産業振興功労者



合 田 靖 雄

西かがわ漁業協同組合副組合長理事



東 山 照 彦

与島漁業協同組合代表理事組合長

長年にわたり県勢発展に尽くした各界功労者をたたえる憲法記念日の知事表彰式が5月10日香川県庁で行われ、73名が真鍋知事から表彰された。

水産業振興功労者としては、合田 靖雄氏(西かがわ漁業協同組合副組合長理事)、東山 照彦氏(与島漁業協同組合代表理事組合長)の2名が表彰の荣誉に浴された。

合田氏は、学業終了後、南水洋における母船式捕鯨に従事、その後昭和31年に帰郷し家業である漁業に従事、兄弟とともに打瀬網漁業、さらに小型機船底曳網漁業を営む。昭和39年、豊浜町漁業協同組合の正組合員となり、人格・見識及び指導力を認められ、理事に就任された。

就任当初から組合運営に積極的に取り組み、平成6年2月には代表理事組合長に就任、以来平成14年12月まで、組合員の社会的地位の向上並びに

組合の経営基盤の安定に尽力するとともに、平成14年12月には隣接する大野原漁業協同組合、室本漁業協同組合との合併に尽力され、現在は同組合の副組合長として漁協のさらなる発展に取り組みされている。

また、漁場環境を維持するために毎年漁業者総出で海面清掃を実施するなど、その実行力と統率力は見事であり、漁場環境の保全に尽力した功績は高く評価されている。

さらに、限りある資源の増大を目指し、クロダイ、クルマエビ、ヒラメ、アイナメ、タコなどの重要稚仔の放流を行うなど栽培漁業を積極的に推進し、漁業の振興、組合員の漁業経営の安定に努めた功績は大きい。

東山氏は、半世紀にわたり漁業に従事する傍ら、与島漁業協同組合の理事及び代表理事組合長として、漁協の行う各種経済事業の充実強化を図られた。

特に17年度以降海底土砂採取に伴う漁業補償収入が無くなることから、今後の組合運営について理事会の諮問機関として、平成16年8月に、若手組合員から構成される「与島漁協組織強化検討委員会」を設置、さらに土曜市の開設など販売事業や組合改革に積極的に尽力され組合員の利便の増進、漁協の経営基盤の強化さらには組合員の漁業生産の安定に大きく寄与された。

また、備讃瀬戸潜水器同業組合組合長として、たいらぎ資源の有効活用、魚価の安定に貢献された。

県下水産関係団体では、香川県漁業協同組合連合会、香川県漁船保険組合などの理事、監事として、水産業の振興、漁船保険事業の普及拡大、漁業操業の安全対策の充実強化、及び遊漁船業の適正化ご尽力される等関係団体の発展と健全な運営に大きく貢献された。さらには平成16年8月に香川海区漁業調整委員会委員に選出され、現在も活躍されている。

故 磯淵 良男 元会長へ追賜

去る4月11日にご逝去されました磯淵 良男本会第4代会長が、4月11日付で正5位に叙されました。

追賜(ついし)とは、死後に位階などを賜ること。

位階とは、栄典の一種で国家や公共にたいする功労者を表彰するため、国家が与える待遇・地位・称号などの総称。

今年もサワラ種苗生産を開始！！

平成 14 年から始まった「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」も 4 年目を迎え、瀬戸内海関係 11 府県が網目の拡大、休漁期間の設定、種苗生産・中間育成放流に取組み、順調な成果を上げています。その中でも、減少した資源レベルを早急に回復させるためには種苗生産・中間育成放流は有効な手段といわれています。

今年のサワラの採卵作業は、5 月 12 日、13 日、16 日の夜、県漁業指導船「ことぶき」に独立行政法人水産総合研究センター屋島栽培漁業センター、県漁連、水産課、水産試験場の職員が乗り組み、「香川県さわら流しさし網協議会」の協力を得て行われました。

受精卵は目標確保数量の 80 万粒に対して、106.8 万粒を確保することができました。皆様の御協力ありがとうございます。12 日、16 日に確保した受精卵を 2 つの 15 トン水槽に収容しました。

目標生産尾数は 15 万尾で、ふ化仔魚は約 28 日間で全長約 4 センチになり、6 月 9 日～14 日頃に配付が行われる予定です。内訳は県へ 7 万尾（小田大規模中間育成場）香川県さわら流しさし網協議会へ 2.4 万尾（女木島）、岡山県、兵庫県の漁業者へ 5.6 万尾の計画です。約 2 週間の中間育成の後に、約 10 センチにして放流する予定です。

今年の漁獲量は、市場の入荷尾数を見てみると、多かった 16 年を下回るものの、それに次ぐ本数となっています。天然資源の変動が大きい中、今年も種苗放流を成功させることで、早期に資源の回復を図っていきたいと思いますので、一層のご協力をお願いします。



サワラの採卵

香川県農政水産部水産課 漁業・資源管理グループ 高砂敬

「ふれあい建干網2005inカンオンジ」開催！

観音寺漁協建干網実行委員会主催、ふれあい「建干網」2005 in カンオンジが 5 月 4 日観音寺市財田川河口で行われた。家族連れで楽しめるイベントとして毎年恒例となっており、当日約 5,000 人が参加した。午後 1 時の開始の合図とともに、参加者が一斉に魚をめがけて走って行き、逃げ場を失ったハマチ、タイ、チヌ、ハギをザルで捕まえたり、ハマグリコーナーでは、小さな子供たちも一生懸命ハマグリを掘るなど家族連れで楽しんだ。観音寺漁協女性部によるうどんやイダコの天ぷらの販売も行われ大人気であった。



参加者で賑わう財田川河口域

平成 16 年海面漁業・養殖業生産量（概数）

（全国）

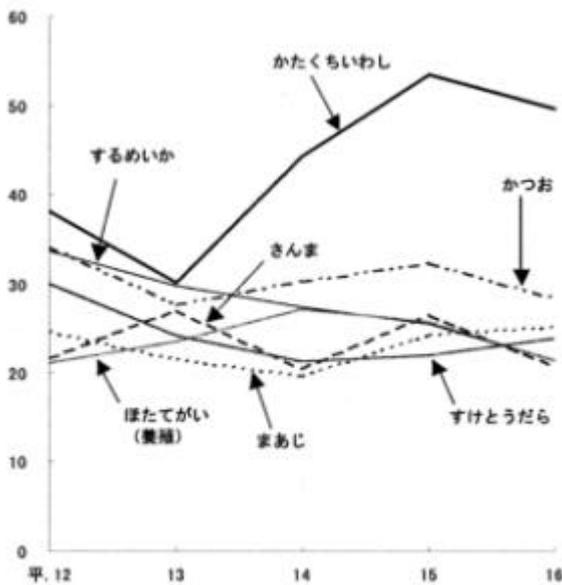
農林水産省は、4 月 28 日平成 16 年（1 月～2 月）の海面漁業・養殖業生産量を発表した。

海面漁業・養殖業は、5 62 万 7 千トンで前年に比べ 3 4 万 6 千トン（5.8%）減少した。このうち海

海面漁業の漁獲量は 4 4 1 万 1 千トンで前年に比べ (6.6%) 減少した。これは、スケトウダラ、マアジ、サバ類等が増加したものの、サンマ、スルメイカ、カツオ、カタクチイワシ、ホタテガイ等が減少したことによる。

一方、海面養殖業の収穫量は 1 2 1 万 6 千トンで、前年に比べ 3 万 5 千トン (2.8%) 減少した。これは、ノリ類、カキ類 (殻付き) 等は前年に比べ増加したものの、ホタテガイ、ブリ類等が減少したことによる。

海面漁業・養殖業主要魚種別漁獲量・収穫量の推移 (万 t)



海面漁業・養殖業生産量

単位：千 t

区分	H16 年	H15 年	対前年差	対前年増減率
計	5,627	5,973	346	5.8%
海面漁業	4,411	4,722	311	6.6%
遠洋漁業	528	602	74	12.3%
沖合漁業	2,369	2,543	174	6.8%
沿岸漁業	1,513	1,577	64	4.1%
海面養殖業	1,216	1,251	35	2.8%

(香川県)

中国四国農政局高松統計・情報センターが、5 月 10 日発表した平成 16 年 (1 月 ~ 12 月) 県内漁業生産量は、海面漁業と海面養殖業を合わせると 6 万 6 千トンで、前年にくらべ 3 8 3 トン (0.6%) とわずかながら増加した。

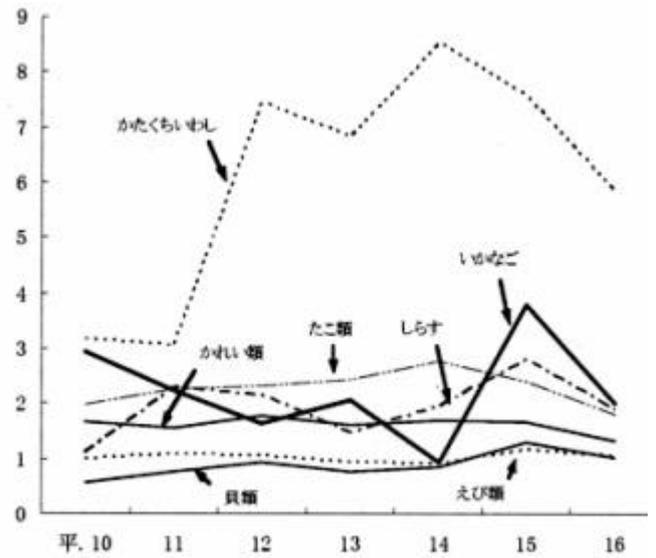
このうち、海面漁業の漁獲量は 2 万 6 6 5 トンで、

前年に比べ 5, 6 6 9 トン (21.5%) 減少した。これは、イカ類、サワラ類、カニ類が増加したものの、カタクチイワシ、イカナゴ、シラス、タコ類等が減少したことによる。

海面養殖業は、4 万 4, 9 2 7 トンで、前年に比べ 6, 0 5 2 トン (15.6%) 増加した。これは、主にノリ類が増加したため他に、カキ類、マダイ等が増加したものの、ブリ類、ワカメ等が減少した。

海面漁業主要魚種別漁獲量の推移

(千 t)



海面漁業・養殖業生産量

単位：t

区分	H16 年	H15 年	対前年差	対前年増減率
計	65,592	65,209	383	0.6%
海面漁業	20,665	26,334	5,669	21.5%
海面養殖業	44,927	38,875	6,052	15.6%

主な行事予定 (6/1 ~ 6/30)

- 6 月 1 日(水) 漁連理事会
- 8 日(水) H 1 8 年度新規採用職場説明会
- 1 0 日(金) "
- 1 7 日(金) 推薦会議
- 2 8 日(火) 漁連通常総会

船舶の大気汚染防止規制が平成 17 年 5 月 19 日から始まります！

国土交通省 海事局

海洋汚染及び海上災害の防止に関する改正法が平成 17 年 5 月 19 日から施行されます。

【背景】

船舶のディーゼルエンジンから排出される窒素酸化物など、船舶からの大気汚染を防止するため、MARPOL 73/78 条約の 1997 年議定書が平成 17 年 5 月 19 日から発効することに伴い、我が国においても、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を改正して、船舶の大気汚染防止規制が始まります。

1. 原動機（130kwを超えるディーゼルエンジン：ほとんどのエンジンは該当する）を設置する以下の船舶は、国際大気汚染防止原動機証書（EIAPP 証書）の交付を受けたディーゼルエンジンを設置しなければならない。
 - ・平成 17 年 5 月 19 日以降に建造に着手
 - ・平成 17 年 5 月 19 日以降に原動機を改造（新船舶に旧原動機を移し替える等）（国際航海に従事する船舶は平成 12 年 1 月 1 日以降）
2. 燃料油の使用（国際航海に従事する 400 トン以上の船舶の備え置き義務）
3. オゾン層破壊物質を含む材料と設備の新たな搭載の禁止
 - ・平成 17 年 5 月 19 日以降にオゾン層破壊物質材料・設備の搭載禁止
4. 船舶での焼却規制
 - ・油、有害液体物質等の貨物の残留物等の焼却禁止（その他焼却物質 4 項目）
 - ・技術上の基準に適合する焼却設備の使用義務づけ

なお、詳細はインターネットまたは最寄りの地方運輸局、運輸支局、海事事務所にお問い合わせ下さい。